

令和2年5月12日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理 事 長 田 村 公 伸
保 険 部 長 川 本 大 作

— 保 険 部 連 絡 —

初検時相談支援料の要件強化に伴うシステム変更について

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

6月1日施行の新料金について保険部連絡、会員HPでお知らせしている通りですが、留意事項の改定にともなう初検時相談支援料の要件強化に対応した施術録への印字を指定業者各社に依頼を行っております。初検時相談支援料の算定を行う場合は、初検時に患者に対してきめ細やかに①～④を説明し、その旨を施術録に簡潔に記載することが求められています。すべて施術者本人の記載が原則ですが負担軽減を考え以下追加分を印字（手書きの会員へはスタンプ）対応できるようシステム変更を依頼しております。印字された項目にチェック、記載等行ってください。

初検時相談支援料の算定を行う場合は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できること。

具体的には、

- ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限、運動制限等）
- ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）
- ③ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収書の交付、申請書への署名の趣旨等）
- ④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。
なお、①、②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。

【施術録1 検査・処置・相談支援】欄での印字・スタンプ対応

（再検） 手技・電療・罨法・湿布・包帯・固定・テーピング

日常生活動作上での指導内容（入浴・歩行・就労制限・運動制限等）

施術計画等の説明（ ）

※ただし症状、経過により上記の限りではない

※受領委任の取扱いについての説明は、院内提示物を本会HPに掲載致しておりますので、各自印刷を行いご活用下さい。

※指定業者各社とも5月末に送付予定となっております。お手元に変更データが届きましたらご確認の上、変更を行って下さい。